265 246 ～ 264 ［略］

法別表第一の百十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一　略］

二　道路運送車両法第五十五条第一項の自動車整備士の技能検定の受験の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　道路運送車両法第五十五条第四項の学科試験若しくは実技試験の停止又はその合格の決定の取消しの対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

四　自動車整備士技能検定規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号）第二十一条の技能検定の合格証書の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五～十　［略］

267 266 ［略］

法別表第一の百十四の三の項の総務省令で定める事務は、海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）第九条第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

268 ～ 273 ［略］

274 法別表第一の百十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　略］

五　航空法第十条の二第一項の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

六　［略］

七　［略］

八　航空従事者技能証明書、航空身体検査証明書、航空機操縦練習許可書又は運航管理者技能検定合格証明書の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

九　［略］

十　航空法第七十一条の三第一項の操縦技能審査員の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

十一　航空法第七十八条第一項の運航管理者技能検定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

十二　航空法第百三十二条の四第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

十三　航空法第百三十二条の六第一項の登録の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

十四　航空法第百三十二条の八第一項の登録事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

十五　航空法第百三十二条の十一第一項の登録の抹消の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

十六　航空法第百三十二条の四十の無人航空機操縦者技能証明の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

257 238 ～ 256 ［同上］

［一　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

二～七　［同上］

259 258 ［同上］

法別表第一の百十四の二の項の総務省令で定める事務は、海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）第九条第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

266 260 ～ 265 ［同上］

［一～四　同上］

［新設］

［五］　［同上］

六　［同上］

七　航空従事者技能証明書、航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許可書の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

八　［同上］

［新設］